

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村を含む。以下同じ。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化の円滑な実施を図ること並びにラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村を含む。以下同じ。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること並びに消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化の円滑な実施を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア～ウ (略) エ 民放ラジオ難聴解消支援事業 <u>特定地上基幹放送事業者等が行う地上系によるラジオ放送（以下「地上ラジオ放送」という。）を受信できない地域において、当該地域に対</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア～ウ (略)</p>

して行う放送の受信を可能とすることを目的として地上ラジオ放送用施設及び設備を整備する次の事業であつて、一般社団法人等、都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等が行うもの

(ア) 都市型難聴対策事業

建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの

(イ) 外国波混信対策事業

日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの

(ウ) 地理的・地形的難聴対策事業

山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの

第4条 (略)

(交付額)

第5条 (略)

区分	額	
電波遮へい対策事業	(略)	
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	(略)
	地上デジタル放送送受信環境整備事業	(略)
	周波数有効利用促進事業	(略)
	民放ラジオ難聴解消支援事業	都市型難聴対策事業 補助対象経費の2分の1に相当する額 外国波混信対策事業 補助対象経費の3分の2に相当する額 地理的・地形的難聴対策事業 補助対象経費の3分の2に相当する額

2 (略)

(交付の申請)

第6条 (略)

2 (略)

3 民放ラジオ難聴解消支援事業の申請者は、申請者の財政状況（申請者が民間

第4条 (略)

(交付額)

第5条 (略)

区分	額	
電波遮へい対策事業	(略)	
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	(略)
	地上デジタル放送送受信環境整備事業	(略)
	周波数有効利用促進事業	(略)

2 (略)

(交付の申請)

第6条 (略)

2 (略)

放送事業者の場合に限る。)、補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する放送局の放送区域における難聴の発生状況、当該中継局の整備における設備の共用に関する検討状況その他の大臣が別に定める資料を提出するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 大臣は、第3項の規定によるほか、民放ラジオ難聴解消支援事業に係る交付の決定に当たっては、次に掲げる地域のラジオ放送の難聴の解消を図る事業を行う者を優先するものとする。

(1) 条件不利地域 (大臣が別に定める地域)

(2) 圏域放送に係る放送対象地域

6 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

第8条～第23条 (略)

附 則 (平成17年11月25日総基移第380号)

附 則 (平成18年10月4日総情上第206号)

附 則 (平成19年4月1日総情上第57号)

附 則 (平成20年5月30日総情上第84号)

附 則 (平成20年10月16日総情デ第39号)

附 則 (平成20年12月1日総基移第401号)

附 則 (平成21年2月18日総情上第40号)

附 則 (平成21年5月12日総情上第114号)

附 則 (平成21年6月10日総情上第140号)

附 則 (平成21年12月28日総情上第305号)

附 則 (平成22年2月1日総情上第4号)

附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)

附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)

附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)

附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)

附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)

附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)

附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)

附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)

附 則 (平成25年5月10日総情デ第47号)

附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)

附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)

(交付決定の通知)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

第8条～第23条 (略)

附 則 (平成17年11月25日総基移第380号)

附 則 (平成18年10月4日総情上第206号)

附 則 (平成19年4月1日総情上第57号)

附 則 (平成20年5月30日総情上第84号)

附 則 (平成20年10月16日総情デ第39号)

附 則 (平成20年12月1日総基移第401号)

附 則 (平成21年2月18日総情上第40号)

附 則 (平成21年5月12日総情上第114号)

附 則 (平成21年6月10日総情上第140号)

附 則 (平成21年12月28日総情上第305号)

附 則 (平成22年2月1日総情上第4号)

附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)

附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)

附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)

附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)

附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)

附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)

附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)

附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)

附 則 (平成25年5月10日総情デ第47号)

附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)

附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)

附 則 (平成26年6月10日総情上第93号)

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

別表第1 (略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～8 (略)	(略)	(略)
9 無線システム普及支援事業 (民放ラジオ難聴解消支援事業に限る。)	(1) 施設・整備費	<p>ア 地上ラジオ放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 鉄塔</p> <p>(イ) 局舎</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 受電設備 (電力引込み送電線を含む。)</p> <p>(オ) 送受信アンテナ</p> <p>(カ) 送受信機 (予備送受信機を含む。)</p> <p>(キ) 伝送用専用線</p> <p>(ク) ケーブル</p> <p>(ケ) 中継増幅装置</p> <p>(コ) 電源設備 (予備電源設備を含む。)</p> <p>(サ) 警報装置</p> <p>(シ) 監視装置</p> <p>(ス) 制御装置</p> <p>(セ) 測定器</p> <p>イ アに掲げるもののほか、 附帯施設 (大臣が別に定める施設・設備) の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
	(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む。)</p> <p>イ 附帯工事費</p>

別表第3 (略)

別表第1 (略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～8 (略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 印」

法人の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 印」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額(注3、注4) 金 , 千円

(注3) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。  
補助金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 補助金額

(注4) 周波数有効利用促進事業においては、消防・救急デジタル無線に係る額と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に係る額に分けて、それぞれ併記すること。

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1 (電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)の場合)
- 別紙1 第2 (携帯電話等エリア整備事業(賃借費)の場合)
- 別紙1 第3 (デジタルテレビ中継局整備事業の場合)
- 別紙1 第4 (辺地共聴施設整備事業の場合)
- 別紙1 第5 (暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)の場合)
- 別紙1 第6 (暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)の場合)
- 別紙1 第7 (暫定的難視聴対策事業の場合)
- 別紙1 第8 (デジタル受信相談・対策事業の場合)
- 別紙1 第9 (地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合)
- 別紙1 第10 (受信機器購入等対策事業費補助事業の場合)

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 印」

法人の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 印」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額(注3、注4) 金 , 千円

(注3) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。  
補助金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 補助金額

(注4) 周波数有効利用促進事業においては、消防・救急デジタル無線に係る額と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に係る額に分けて、それぞれ併記すること。

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1 (電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)の場合)
- 別紙1 第2 (携帯電話等エリア整備事業(賃借費)の場合)
- 別紙1 第3 (デジタルテレビ中継局整備事業の場合)
- 別紙1 第4 (辺地共聴施設整備事業の場合)
- 別紙1 第5 (暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)の場合)
- 別紙1 第6 (暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)の場合)
- 別紙1 第7 (暫定的難視聴対策事業の場合)
- 別紙1 第8 (デジタル受信相談・対策事業の場合)
- 別紙1 第9 (地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合)
- 別紙1 第10 (受信機器購入等対策事業費補助事業の場合)

- 別紙1 第11 (暫定的放送設備運用事業)
- 別紙1 第12 (周波数有効利用促進事業)
- 別紙1 第13 (民放ラジオ難聴解消支援事業の場合)

4 年割額

5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率 (注5)

(注5)「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。)

別紙2

- (3)  無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書(電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合)
- サービスエリアが該当する補足事項3(3)の各号に掲げる地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)の場合)
- 都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱(既に提出されたものと同様の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。)
- 対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、
  - ① 当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
  - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの(注6)
 (注6) 連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

- (4) 災害救助法が適用された市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書その他災害により被害を受けたことが証明できる写真等(平成23年3月1日以降に災害救助法が適用された地域において、災害により被害を受けた施設・設備に対する事業の場合(携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業又は辺地共聴施設整備事業に限る。))

別紙1  
第1～第11 (略)  
第12

補助事業の概要(注1)

市町村名 代表者氏名	(注2)
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)	
施設の設定場所	
着工予定日	

- 別紙1 第11 (暫定的放送設備運用事業)
- 別紙1 第12 (周波数有効利用促進事業)

4 年割額

5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率 (注5)

(注5)「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。)

別紙2

- (3)  無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書(電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合)
- サービスエリアが該当する補足事項3(3)の各号に掲げる地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)の場合)
- 都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱(既に提出されたものと同様の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。)
- 対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、
  - ① 当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
  - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの(注6)
 (注6) 連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

- (4) 災害救助法が適用された市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書その他災害により被害を受けたことが証明できる写真等(平成23年3月1日以降に災害救助法が適用された地域において、災害により被害を受けた施設・設備に対する事業の場合(携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業又は辺地共聴施設整備事業に限る。))

別紙1  
第1～第11 (略)  
第12

補助事業の概要(注1)

市町村名 代表者氏名	(注2)
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)	
施設の設定場所	
着工予定日	

完了予定日	
-------	--

(千円)	
国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費
施設・設備費	

備考 (注4)
---------

- (注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線の無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。  
 なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)
- (注2) 地方公共団体の連携主体にあつては、  
 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
 市町村長名  
 」と記載すること。
- (注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。
- (注4) 消防・救急デジタル無線の無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者が異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあつては、平成28年5月31日、市町村防災行政無線(移動系)にあつては、免許の有効期間の満了の日から5年以内の目までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。

第13

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名	(注)
代表者氏名	
対策事業の別	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国語混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業
施設の設定場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

(千円)	
国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費
施設・設備費	
用地取得費・道路費	

完了予定日	
-------	--

(千円)	
国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費
施設・設備費	

備考 (注4)
---------

- (注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線の無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。  
 なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)
- (注2) 地方公共団体の連携主体にあつては、  
 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
 市町村長名  
 」と記載すること。
- (注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。
- (注4) 消防・救急デジタル無線の無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者が異なる場合には、もう一方の無線設備が平成28年度末(消防・救急無線にあつては、平成28年5月31日)までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。

	合 計				
--	-----	--	--	--	--

**備 考**

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長名」  
と記載すること。

**添付書類**

- (1) 以下の事項を含む整備計画書
- ・申請者の財政状況 (申請者が民間放送事業者の場合に限る。)、補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する放送局の放送区域における難聴の発生状況、当該中継局の整備における設備の共用に関する検討状況その他の大臣が別に定める資料
  - ・放送エリア図及び放送エリア内世帯数
  - ・補助事業のスケジュール (補助事業に必要な無線局免許に係るものを含む。)
- (2) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) その他参考となる資料

**別紙 2 (略)**

様式第 2 号 (第 7 条第 1 項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿  
その代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注 1)

総務大臣 印 (注 2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。) 第 6 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第 8 条の規定により通知する。

(注 1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表

**別紙 2 (略)**

様式第 2 号 (第 7 条第 1 項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿  
その代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注 1)

総務大臣 印 (注 2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。) 第 6 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第 8 条の規定により通知する。

(注 1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表



代表者

と記載すること。  
(注2) 辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務  
所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1 (別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業 (施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業 (貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業 (デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業 (デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:周波数有効利用促進事業、別紙1の第13:民放ラジオ難聴解消支援事業) のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5、注6)

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	
諸経費	
運用経費	
合計	

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。  
送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付決定額
業務委託費	
事務費	

代表者

と記載すること。  
(注2) 辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務  
所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1 (別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業 (施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業 (貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業 (デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業 (デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:周波数有効利用促進事業) のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5、注6)

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	
諸経費	
運用経費	
合計	

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。  
送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付決定額
業務委託費	
事務費	

合 計	
-----	--

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付決定額
受信設備整備・貸与事業費	
事務費	
合 計	

(注4) デジタル受信相談・対策事業の場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付決定額
助成費	
事務費	
合 計	

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付決定額
助成費	
事務費	
合 計	

(注6) 周波数有効利用促進事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分		交付決定額
施設・設備費	消防・救急デジタル無線	
	市町村デジタル防災行政無線(移動系)	

{ 4 年割額 } (注7)

(注7) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

合 計	
-----	--

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付決定額
受信設備整備・貸与事業費	
事務費	
合 計	

(注4) デジタル受信相談・対策事業の場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付決定額
助成費	
事務費	
合 計	

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付決定額
助成費	
事務費	
合 計	

(注6) 周波数有効利用促進事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分		交付決定額
施設・設備費	消防・救急デジタル無線	
	市町村デジタル防災行政無線(移動系)	

{ 4 年割額 } (注7)

(注7) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

第1～第11 (略)

第12

補助事業の概要(注1)

市町村名 代表者氏名	(注2)
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額(事業費×補助率)	事業費
施設・設備費	

備考(注4)

(注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線の無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。

なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)

(注2) 地方公共団体の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長名

と記載すること。

(注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。

(注4) 消防・救急デジタル無線の無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあっては、平成28年5月31日、市町村防災行政無線(移動系)にあっては、免許の有効期間の満了の日から5年以内の日までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。

第13

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注)
対策事業の別	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業

別紙1

第1～第11 (略)

第12

補助事業の概要(注1)

市町村名 代表者氏名	(注2)
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額(事業費×補助率)	事業費
施設・設備費	

備考(注4)

(注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線の無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。

なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)

(注2) 地方公共団体の連携主体にあっては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長名

と記載すること。

(注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。

(注4) 消防・救急デジタル無線の無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が平成28年度末(消防・救急無線にあっては、平成28年5月31日)までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。

施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合 計	

備 考

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長名」

と記載すること。

別紙 2 (略)

様式第 3 号・第 4 号 (略)

様式第 5 号 (第 10 条第 3 項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿  
その代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注 1)

総務大臣 印 (注 2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあつた (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。) 第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第

別紙 2 (略)

様式第 3 号・第 4 号 (略)

様式第 5 号 (第 10 条第 3 項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿  
その代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注 1)

総務大臣 印 (注 2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあつた (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。) 第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第

10条第4項の規定に基づき通知する。

(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:周波数有効利用促進事業、別紙1の第13:民放ラジオ難聴解消支援事業)のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、金 〇〇〇 千円とする。  
(本変更承認前の交付決定額は、金 〇〇〇 千円)

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5)

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
賃借費		
物品費		
労務費		
業務委託費		
諸経費		

10条第4項の規定に基づき通知する。

(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:周波数有効利用促進事業)のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、金 〇〇〇 千円とする。  
(本変更承認前の交付決定額は、金 〇〇〇 千円)

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5)

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
賃借費		
物品費		
労務費		
業務委託費		
諸経費		

運用経費		
合計		

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。  
送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
業務委託費		
事務費		
合計		

受信対策事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
受信設備整備・貸与事業費		
事務費		
合計		

(注4) デジタル受信相談・対策事業の場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
助成費		
事務費		
合計		

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
助成費 (施設・設備費)		
事務費		
合計		

{ 4 年割額 } (注6)

(注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げるこ

運用経費		
合計		

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。  
送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
業務委託費		
事務費		
合計		

受信対策事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
受信設備整備・貸与事業費		
事務費		
合計		

(注4) デジタル受信相談・対策事業の場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
助成費		
事務費		
合計		

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
助成費 (施設・設備費)		
事務費		
合計		

{ 4 年割額 } (注6)

(注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げるこ

と。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

第1～第11 (略)

第12

補助事業の概要(注1)

市町村名 代表者氏名	(注2)
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額(事業費×補助率)	事業費
施設・設備費	

備考(注4)

(注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線の無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。

なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)

(注2) 地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長名

と記載すること。

(注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。

(注4) 消防・救急デジタル無線の無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあつては、平成28年5月31日、市町村防災行政無線(移動系)にあつては、免許の有効期間の満了の日から5年以内の日までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。

第13

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注)
--------------------------------------	-----

と。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

第1～第11 (略)

第12

補助事業の概要(注1)

市町村名 代表者氏名	(注2)
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額(事業費×補助率)	事業費
施設・設備費	

備考(注4)

(注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線の無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。

なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)

(注2) 地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長名

と記載すること。

(注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。

(注4) 消防・救急デジタル無線の無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が平成28年度末(消防・救急無線にあつては、平成28年5月31日)までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。

対策事業の別	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合 計	

備考

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、  
 「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表  
 代表者 \_\_\_\_\_」  
 地方公共団体の連携主体にあつては、  
 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
 市町村長名 \_\_\_\_\_」  
 と記載すること。

別紙2 (略)

様式第6号～第19号 (略)

別紙2 (略)

様式第6号～第19号 (略)



○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

改正案	現 行
1・2 (略)	1・2 (略)
<p>3 交付対象施設等について</p> <p>(1) 交付要綱第7条第4項第1号及び第5項第1号の「大臣が別に定める地域」は、第4項各号に掲げる地域とする。この場合において、平成13年度以降の合併により当該地域のいずれかを含む市町村（以下「該当市町村」という。）に該当しなくなった市町村については、該当市町村とみなす。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 民放ラジオ難聴解消支援事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p>① <u>一の中継局の整備により都市型難聴対策事業と外国波混信対策事業を併せて行う場合及び都市型難聴対策事業と地理的・地形的難聴対策事業を併せて行う場合の交付額は、交付要綱第5条の規定にかかわらず、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、都市型難聴対策事業の対象となるすべての地域が外国波混信対策事業又は地理的・地形的難聴対策事業の対象となる地域と同じ場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とする。</u></p> <p>② <u>交付要綱第6条第3項の「大臣が別に定める資料」は以下のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>交付申請の直近年度の財務諸表（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。</u></p> <p>イ <u>申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。なお、ラジオ放送事業のみを行う申請者については、直近年度の財務諸表の提出をもって本資料の提出に代えることができる。</u></p> <p>ウ <u>申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請がこれらの取組の障害にならないことを示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。</u></p> <p>エ <u>補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する地上基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示す資料。</u></p> <p>オ <u>補助金の交付を受けて整備しようとする中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料。</u></p>	<p>3 交付対象施設等について</p> <p>(1) 交付要綱第7条第4項第1号の「大臣が別に定める地域」は、第4項各号に掲げる地域とする。この場合において、平成13年度以降の合併により当該地域のいずれかを含む市町村（以下「該当市町村」という。）に該当しなくなった市町村については、該当市町村とみなす。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

<p>カ 補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料（無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す資料その他共同設置が困難であることを示す資料）。</p>	
4・5 (略)	4・5 (略)